令和元年度

定期監査結果報告書(後期)

志摩市監査委員

志 摩 市 長 様 志 摩 市 議 会 議 長 様 各部署(局・室・所・施設)長 様

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 下 村 卓 也

令和元年度定期監査結果報告書(後期)の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

1.	監	査	\mathcal{O}	種	別	•••	
2.	監	查	0)	対	象		······································
3.	監	査	0)	方	法		······································
4.	監査	査を実	施した	監査	至委員		······································
5.	監	査	0)	主	眼		2
6.	監	査	0)	期	間		2
7.	監	查	0)	結	果		2
	全	般的	」共分	通事	耳項		3
	各	部署	こ関う	する	事項		·······4
		(市	民	生	活	部)	·······4
		(健	康	福	祉	部)	·······4
		(産	業	振	興	部)	6
		(上	下	水	道	部)	6
		(病	院	事	業	部)	6
		(教育	育委員	員会	事務	局)	6
		(監 3	査 委	員	事 務	局)	······································

1. 監査の種別 定期監査

2. 監査の対象

部署名等	課 名 等
市民生活部	悠久苑、迫間文化会館、ごみ対策課 浜島支所、大王支所、志摩支所、磯部支所
健康福祉部	浜島保育所、大王保育所、磯部保育所、ひまわり保育所、 ひのでが丘保育所、 浜島子育て支援センター、磯部子育て支援センター、 大王幼保給食センター、磯部幼保給食センター、 大王放課後児童クラブ、 浜島幼稚園、大王幼稚園、磯部幼稚園
産業振興部	浜島磯体験施設海ほおずき、ともやま公園事務所
上下水道部	水道工務課
病院事業部	志摩市民病院、浜島診療所
教育委員会事務局	浜島小学校、大王小学校、磯部小学校、 浜島中学校、大王中学校、磯部中学校、 迫間教育集会所、総合教育センター、歴史民俗資料館
監査委員事務局	監査委員事務局

3. 監査の方法

監査を実施するに当たっては、各部署から提出された定期監査調書及び関係書類等について、 補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員 に対して質疑を行い監査を実施した。

4. 監査を実施した監査委員

中島 郁 弘 (識見監査委員)

下 村 卓 也 (議会選出監査委員)

5. 監査の主眼

平成30年度における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務(必要に応じて令和元年度分を含む。)の執行が、適正、合理的かつ効率的に行われているか、また、補助金等の交付申請及び財産管理、契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。特に、収入未済額の処理及び各種契約の公平性・健全性・透明性の確保並びに補助金等の必要性、効果等を重点監査項目として監査を行った。

6. 監査の期間

令和 元年11月12日から令和 2年 1月24日まで

7. 監査の結果

対象とした各部署等の事務・事業の執行等については、概ね適正に行われていると認められた。 しかしながら、一部には注意等の事項が見受けられたので、早急に是正・改善を検討されたい。 また、講じた措置については、遅滞なく報告されたい。

なお、監査時に気づいた簡易な事項については、口頭により指示した。

(注) 監査結果の評価・判断にあたっては、以下の4つに区分する。

1)【指摘事項】: ①法令違反

②予算の目的に反していると認められるもの

③不経済な行為が生じていると認められるもの

④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの

2) 【注意事項】: 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と認められるもの

3)【検討事項】: 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部署等との

調整が必要であると認めるもの

4)【意 見】: 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると

認めるもの

《全般的共通事項》

(1) 随意契約の締結については、地方自治法、地方自治法施行令及び志摩市契約規則等の規定に基づき、随意契約の理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、経済的合理性、技術の特殊性、緊急性等を十分考慮し、志摩市随意契約実施ガイドラインを参考の上、適正に事務処理されることを要望する。

なお、地方公営企業においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令等の規定に基づくものとする。

- (2) 備品管理事務については、「志摩市会計規則」により備品台帳を備え付け管理することとなっている。 今後も備品台帳の整備に努め、適正に事務処理されることを要望する。
- (3) 文書管理事務については、多くの部署において決裁年月日の記載漏れや事務決裁区分の誤り等が 見受けられた。行政機関の文書は、各々の事業の基本であり、志摩市事務決裁規程及び志摩市文書 管理規程に留意の上、事務処理されることを要望する。
- (4) 税外債権については、これまで延滞金等を徴収する慣行がなかったことやシステム対応ができていなかったことなどの理由で延滞金等の徴収事務が行われてこなかった。納付期限を経過しても延滞金等を課さないことは、納付期限を遵守することの必要性を市民に周知できず、期限どおり納付する者との公平性を欠くことになる。このため、適正・的確な債権管理及び効果的・効率的な債権回収に努めることを要望する。
- (5) 時間外勤務については、時間外勤務命令の見直しや時間外勤務手当予算の増額など、改善に向けて鋭意努力されているが、一部の部署や特定の職員に時間外勤務の恒常化が見受けられる。各部署においては事務分担の適正化と平準化を図るとともに、労務管理の徹底と業務の効率化を図り、業務量に見合った職員数の適正配置を行う等、全庁的に時間外勤務の縮減に努めることを要望する。

≪各部署に関する事項≫

【市民生活部】

(環境課)

○悠久苑

特になし

(人権市民協働課)

- ○迫間文化会館
- (1)「隣保館運営費等補助金に関する文書」において、起案用紙に決裁日等の記載が無かった。今後は、「志摩市文書管理規程」等に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(ごみ対策課)

(1)「志摩市生ごみ減量化対策助成金関係書」において、起案用紙に決裁日の記載が無かった。今後は、「志摩市文書管理規程」等に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(浜島支所)

(1)公印を用いる際は、起案用紙の発信者欄に公印取扱責任者の確認印を押印されたい。今後は「志 摩市公印規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(大王支所)

特になし

(志摩支所)

(1)「志摩清掃センター」が休止になってから、支所職員が月に3回程度旧志摩清掃センターで EM 菌の培養作業を行い、片田ナカスカの悪臭対策として投入を続けているが、悪臭対策の効果の検証については関係者と協議されたい。 【意 見】

(磯部支所)

(1)「志摩市自治会連合会関係書」において、簡易起案用紙に分類番号の記載されていない文書があった。今後は、「志摩市文書管理規程」等に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

【健康福祉部】

(こども家庭課)

- ○大王幼保給食センター 特になし
- ○磯部幼保給食センター
- (1)「公用車運行簿に関する文書」で所長の確認印に漏れがあった。業務において安全管理を行う上で

○浜島保育所

(1)「浜島幼保一体化施設」は、周辺一帯が津波想定浸水区域に指定されており、津波到達時間内に 高台まで避難することが困難な状況にあるため、園舎の屋上を避難場所として活用するため避難階 段を設ける予算措置が講じられるので、定期的に避難訓練を実施するなど引き続き安全対策に万全 を期せられたい。

○大王保育所

- (1)「大王幼保一体化施設」は、昨年の台風時の停電で施設の発電機を使用し、給食に非常食を提供するなど災害時の対策がなされていた。今後も定期的に訓練を行うことで災害時の備えに努められたい。
- ○磯部保育所 特になし

○ひまわり保育所

- (1)「重要事項説明書及び同意書」において、名簿に説明した日付を記入するが、記入欄が空欄の児童があった。入所にあたっての重要な事項を説明するものなので、正確に記入されたい。【注意事項】
- ○ひのでが丘保育所 特になし
- ○浜島子育て支援センター 特になし
- ○磯部子育て支援センター 特になし

○大王放課後児童クラブ

- (1)「大王放課後児童クラブ」は旧波切保育所の建物を利用しているため、外壁の剥離等劣化が進んでいるところが見受けられた。利用者の安全確保を図るため、早急に点検修理を行うか、大王小学校の空き教室利用等高台への移転も検討されたい。 【意 見】
- ○浜島幼稚園 特になし
- ○大王幼稚園 特になし

○磯部幼稚園 特になし

【產業振興部】

(観光商工課)

- ○浜島磯体験施設海ほおずき
- (1)「公用車運行簿」において、日付・時間等の記載漏れがあった。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 【注意事項】
- ○ともやま公園事務所 特になし

【上下水道部】

(水道工務課)

(1)送水管の改修工事について、30年、50年の期間で計画し維持していくためにも、詳細な実施計画を策定されたい。 【意 見】

【病院事業部】

(志摩市民病院)

(1)「委託業務契約関係綴」の契約に係る事務において、予定価格が50万円を超える契約で予定価格が作成されていないものがあった。予定価格が一定の金額以下で、予定価格の作成を省略する場合は、施行伺いに根拠条文を明記されたい。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約ガイドライン」に基づき適正な事務処理を行われたい。

(浜島診療所)

(1)「各種契約書」の契約に係る事務において、予定価格が一定の金額以下で、予定価格の作成を省略する場合は、施行伺いに根拠条文を明記されたい。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約ガイドライン」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

【教育委員会事務局】

(学校教育課)

- ○迫間教育集会所
- (1) 備品台帳の作成が平成28年度以降、行われていないので、備品の購入等が無くても、毎年度、備

- ○浜島小学校 特になし
- ○大王小学校 特になし
- ○磯部小学校 特になし

○浜島中学校

(1)「浜島中学校」は海抜が5.8mと低地にあり、周辺地域も津波浸水想定区域に指定されていることから、定期的に避難訓練を実施するなど生徒の安全確保に努めている。今後も全員が無事避難できるよう津波対策に万全を期せられたい。 【意 見】

○大王中学校

(1) 寄附金の取扱いについて、学校長が管理をしている場合には、寄附の目的も鑑みPTAで管理する方式を検討されたい。 【意 見】

○磯部中学校

(1) 寄附金の取扱いについて、学校長が管理をしている場合には、寄附の目的も鑑みPTAで管理する方式を検討されたい。 【意 見】

(総合教育センター)

特になし

(生涯学習スポーツ課)

- ○歴史民俗資料館
 - (1)「図書館資料未返却者に関する文書」において、督促状を出しているが、3つの図書館名が記載されているので、どの図書館からの文書か示すためにも、差し出した図書館名に丸を付けるなどの表記をされたい。 【意 見】

【監査委員事務局】

特になし